

会議録
平成30年第4回更別村議会定例会
第2日（平成30年12月17日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第71号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件
- 第 3 意見書案第11号 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書の件
- 第 4 意見書案第12号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の件
- 第 5 村政に関する一般質問
- 第 6 議員の派遣の件
- 第 7 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	教 育 長	荻 原 正
農業委員会長	道 見 克 浩	代表監査委員	笠 原 幸 宏
会計管理者	小野寺 達 弥	総 務 課 長	末 田 晃 啓
総 務 課 参 事	渡 辺 伸 一	総務課参事	女ヶ澤 廣 美
企画政策課長	佐 藤 敬 貴	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	佐 藤 成 芳	建設水道課長	新 関 保
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子育て応援課長	宮 永 博 和
診療所事務長	酒 井 智 寛	教育委員会事務局主幹	伊 東 秀 行
学校給食センター主幹	渡 辺 秀 樹	農業委員会事務局長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長	高 橋 祐 二	書 記	平 谷 雄 二
-------	---------	-----	---------

書 記 小野山 果 菜

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 4 番、織田さん、5 番、上田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議案第 71 号

- 議長 日程第 2、議案第71号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第 8 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村長 議案第71号 平成30年度更別村一般会計補正予算(第 8 号)の件であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,041 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 8,076 万 4,000 円とするものであります。

歳出のほうからご説明をさせていただきます。6 ページをお開きください。款 6 農林水産業費で 5,891 万 1,000 円を追加し、補正後の予算額を 5 億 4,134 万 1,000 円とするものであります。

項 1 農業費、目 2 農業振興費で 5,891 万 1,000 円の追加であります。説明欄にまいりまして、(1)、農業振興補助金で節 19 負担金補助及び交付金、農林水産業関係助成金、畑作構造転換事業助成金で 5,891 万 1,000 円の増であります。この畑作構造転換事業助成金 5,891 万 1,000 円の追加であります。この事業につきましては国の平成 29 年度補正予算の繰り越し分として今年度におきましてこれまで 3 回の要望の取りまとめがあり、本村においては生産者の要望に応じ、それぞれ 6 月、9 月、12 月に補正予算措置を講じてきたところであります。今般第 4 回目の要望取りまとめがあり、1 件の採択がございましたので、追加提案をするものであります。

続きまして、款 8 土木費で 150 万円を追加し、補正後の予算額を 5 億 6,613 万 7,000 円とするものであります。

項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費で 150 万円の追加であります。説明欄にまいりまして、(1)、除雪対策経費、節 11 需用費、修繕費、公用車修繕費で 150 万円を追加するものであります。これは、除雪車が故障いたしまして、ギアの修繕ということで、これに充てるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2 番、太田さん。

○2 番太田議員 除雪費のことなのですけれども、壊れた部分について消耗品であるのか、その辺の詳細を教えていただけたらと思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 今回の修繕につきましては除雪専用車ということで、ふぐあいがトランスミッションですか、ギアのふぐあいということで、具体的には3速のギアが入らなくなったというようなことなものですから、通常オーバーホールしたりなんなり修繕可能かというところで調査したのですけれども、ミッションごと全取りかえというような形になったものですから、このような金額になっております。

以上です。

○議 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 関連なのですけれども、今ミッションの故障ということなのですけれども、この時期に見つかるという自体がちょっと手おくれでないのかなと。ということは、もっと早い段階に恐らく整備点検していると思うし、またしっかりしていれば、ことしは雪が前半少なくてよかったのですけれども、前半から大雪が降っていれば大変なことになる状態なので、今後はその点検に当たってはもっと早い時期にきちんと点検をしてみてはいかがだと思います。どうでしょうか。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ご指摘のとおりで、日常的に整備点検というのは重要なことになっていると思います。ことし12月7日、8日だったでしょうか、が1回目の除雪ということで、その際に故障したというか、やっているところであるということになっているものですから、日常的に点検しているのですけれども、壊れるときは突然というか、なるものですから、いずれにしても日常的な整備というのは大変重要ですし、除雪ができないと日常生活不便になりますので、気をつけていきたいなと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 大変申しわけございません。歳入の説明をちょっと飛ばしたようで、申しわけありません。よろしいですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 大変失礼いたしました。今ご指摘ありましたので、肝心の歳入のほうを説明しておりませんでした。

歳入は、5 ページをお開きいただきたいというふうに思います。款14道支出金で5,891万1,000円の追加でありまして、補正後の予算額3億6,583万円であります。

項2道補助金、目4農林水産業費補助金で節1農業費補助金、畑作構造転換事業補助金

で5,891万1,000円の追加であります。

続きまして、款17繰入金で150万円を追加し、補正後の予算額を3億736万7,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で150万円の追加であります。節1財政調整基金繰入金、財政調整基金から繰り入れるということになっております。150万円ということであります。

歳入の説明がおくれましたことを大変申しわけなく思っております。おわび申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再度説明が終わりましたので、今の案件に対し質疑を行います。ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第71号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第3 意見書案第11号

○議長 長 日程第3、意見書案第11号 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

JR北海道は、平成28年11月、単独では維持困難な線区として13線区を発表し、うち根室線（富良野から新得間）を初めとする3線区をバス等への転換について相談を開始する線区としました。根室本線対策協議会において北海道、JR北海道などとともに線区の経費節減策、住民意識の醸成策について協議していますが、同線区は平成28年の台風10号の

被害を受けた後も復旧工事がなされておらず、現在放置されたままとなっており、これは路線廃止に向けた既成事実化であり、断じて容認できるものではありません。根室線は、これまで北海道の幹線として旅客や貨物の輸送に重要な役割を果たしてきているほか、東北海道の広域観光周遊ルートなど各種ルートとして必要不可欠な路線であることから、根室線の廃止は沿線住民の生活はもとより、十勝の観光、経済、ひいては北海道全体にも影響を及ぼすものと考えます。しかしながら、本年6月17日に開催された国、道、北海道市長会、北海道町村会、ＪＲ北海道、ＪＲ貨物による６者会議において、ＪＲ北海道は８線区について国の支援を求めた一方で、根室線については国に支援を求めず、維持に向け努力をする姿勢が感じられない状況であります。

国においては、地域の実情を理解の上、根室線が一刻も早くもとの姿に戻るよう、不通区間の早期災害復旧、全線維持に向けた適切な指導とＪＲ北海道の経営再建に向けた抜本的な経営支援、老朽化した鉄道施設の保全、更新への支援について実効ある取り組みをされるよう強く要望するため、別紙意見書を安村議員、太田議員、高木議員、織田議員、上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第11号 ＪＲ根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第4 意見書案第12号

○議 長 日程第4、意見書案第12号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、太田さん。

○２番太田議員 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提案理由を申し上げます。
内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

2014年５月に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立し、2015年１月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善がされましたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化なども行われました。この結果、厚労省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が78万人から150万人に倍増すると試算していましたが、2015年度末の患者数は94万人、医療費助成の総事業費は1,820億円の試算に対して1,385億円です。この背景には、制度の後退によって難病対象であっても申請を行わないこと、認定基準が厳しくなったことなどがあります。難病の患者に対する医療等に関する法律の第１条には、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とすると定めています。

よって、政府に対し、下記の事項を実現されることを求めるため、別紙意見書を安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げまして提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第12号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第12号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第５ 村政に関する一般質問

○議 長 日程第５、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。
６番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長の許しをいただきましたので、通告に従いまして、災害に強い村は防災計画と防災訓練からについて一般質問させていただきます。

近年の大雨、強風、そして地震により、全国各地で大きな被害が起きています。ことし9月には、震度7の胆振東部地震が起き、北海道全域でブラックアウトによる停電が発生し、更別村にも被害が出たところでもあります。更別村は、これまで比較的自然災害の少ない地域でしたが、近年の大雨など、今までにない想定外の認識が必要であると考えます。それは、自然災害の危機感として行政においても住民においても共有の認識を持たなければならないと考えてございます。更別村の現実的地震災害として、旧広尾道路沿線南北に約84キロを縦断する十勝平野断層帯があり、更別村地帯では直下型地震、6強の地震の予想になっています。

そこで、初めに現実的地震災害を想定した被災等について、震度6強を想定した被災シミュレーションはありますか。公共施設の崩壊、下水道の断水、道路の損壊、橋梁の落下、一般家屋の倒壊、農地、農産物、畜産への被害など、どのような想定をしていますか。

次に、被災の規模や範囲により異なるところですが、具体的なその対策や復旧方法について、飲料水の確保、下水、汚物の対処、道路崩壊、橋梁落下等の通行の確保、家屋倒壊等によるごみ処理や仮設住宅などなど、被災を想定したそれぞれの具体的対処や対応をお示しいただいて、現防災計画の連携協定などで現状の危機管理は万全で安心できるでしょうか。

村は、このたび防災計画の見直し、職員による机上の訓練を行うなど、災害に備えています。そして、住民20名限定の避難訓練を実施したところですが、そこで見えた成果と課題はどうだったのでしょうか。最重視は、人命を守る。それは、住民の行動であり、その危機管理や意識づけが重要であり、そのためには全戸を対象にした地震を想定した避難訓練を繰り返すことが肝心であり、その避難訓練に取り組む考えはありませんか。

4番目に、防災のしおり、防災マップ、防災の備えなど村内配布していますが、住民の責務としてみずからの身の安全はみずからが守るという防災の基本としていますが、住民の皆様がどれほどその防災の理解や認識をしているのでしょうか。そこで、村の住宅・建築物耐震改修促進計画は平成27年度までに耐震化目標90%を目指していましたが、その進捗状況と今後の考えについてお伺いします。あわせて、現在の住宅リフォーム支援事業との整合性は図れていますか。

5つ目に、防災計画の災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定は、職員、資機材、被災住民の受け入れなどの提供の応援であり、さらなる検討を十勝総合振興局でされているようではありますが、具体的な数値を把握し、調整などができているのでしょうか。現実的被災と経済的視点から十勝広域とする、具体的に各市町村のストックの調整や調達などを包括的にコーディネートするなど、現実的な災害協定を早急に進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

6つ目でございます。情報提供の発信として、村内向けの災害状況は現状の防災無線が

何より有効であると考えていますが、村外向けの情報としてSNSを利用してはどうでしょうか。その拠点は、熱中小学校にある熱中スタジオからネット配信する。そのための自家発電の設備が必要と考えます。防災計画に十勝広域災害協定の具体的検討で年に1度の防災訓練とすることで、住民の意識づけがなされ、課題も見えてきます。それを繰り返すことで本当の意味で災害に強い村と考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 災害に強い村は防災計画と防災訓練からと題する村瀬議員さんの質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、災害対策基本法は災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定をされ、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することにより、社会の秩序を維持し、公共の福祉を確保するため、さまざまな規定が置かれております。このうち市町村は、地域に係る防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有しております。本村におきましても、更別村地域防災計画を策定し、災害予防や災害応急対策などについて定め、防災について万全を期することとしております。

まず、1つ目のご質問でございますけれども、震度6強の被災シミュレーションについてお答えいたします。防災計画では平成26年度に北海道が実施をした地震被害想定調査の結果を掲載しており、本村における地震災害想定の対象地震を6地震、9断層モデルとしております。このうち、本村において最も影響の大きい想定地震は十勝平野断層帯主部で、村内の最大震度を北東部で震度7、その他ほぼ全域において震度6強以上と想定されております。また、この想定地震に伴う季節、時間ごとの建物被害、火災被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害を想定しております。公共施設の崩壊、農地、農畜産被害については想定をしておりませんけれども、揺れ、液状化による建物の全壊、半壊棟数、上水道の被害箇所数、断水世帯数、下水道の被害による被害延長、機能支障人口、道路の被害箇所数、橋梁の不通箇所数、通行支障箇所数など詳細にわたり設定しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

2つ目の質問でございますが、具体的な対策、復旧方法についてお答えをいたしたいと思います。飲料水の確保につきましては、防災計画においてあらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等、生活必需品等の備蓄、調達体制を整備し、災害時における食料、その他の物資の確保に努めることとしております。これにより、飲料水を含む物資の供給を受けることができるものであります。また、防災計画では、災害発生に伴う水道施設の損壊により生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない住民に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧について定めております。被災地の近隣地域に補給水源がある場合については給水車により補給水源から取水し、輸送により給水することとしておりまして、輸送、その他の方法による給水が困難で付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置、その他の必要

資材を用いてこれを浄化し、飲料水として供給することとしております。飲料水の供給を実施することが困難な場合につきましては、他市町村または北海道へ飲料水の供給、またはこれに要する要員及び給水資機材等の応援を要請することになっております。

下水の処理でありますけれども、下水道施設が損壊した際は避難所及び被災地域におけるし尿を重点的に収集するものとし、状況により応急仮設トイレを設置することとしております。し尿の処理につきましては、終末処理施設、十勝圏複合事務組合中島処理場を使用して完全処理に努めますけれども、搬入量の増大等で完全処理が難しい場合は一時貯留し、後日において処理することとしております。

道路等交通の確保でありますけれども、各道路管理者が実施する交通応急対策に関しまして防災計画において詳細に定めておりますが、村が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは通行を禁止、制限するとともに、迂回路等を的確に指示することとしております。また、災害応急対策に従事する者、または必要な物資の緊急輸送、その他応急処置を実施するための緊急輸送を確保する必要がある場合は、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限することとしております。なお、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、もしくは救助のための資機材等物資の輸送を迅速かつ確実に行うために必要な措置を輸送計画において定めているところであります。

家屋倒壊等に伴うごみ処理でございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する基準に従い、所要の措置を講ずることとなりますけれども、災害対策基本法に基づき環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合につきましては、災害対策基本法の規定に従い、必要な措置を講ずることとなります。防災計画におきましては、災害の状況により完全にごみを収集することが困難な場合、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期することとしており、ごみの処理に当たりましてはごみ処理施設、十勝圏複合事務組合くりりんセンターを使用して完全処理に努めます。しかしながら、搬入量の増大等で完全処理が難しい場合は、一時的に堆積する等の措置を講じ、後日において処理することとしております。また、損壊家屋の解体を実施する場合におきましては、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うこととしております。

仮設住宅の建設であります。防災計画では村及び北海道は災害の規模に鑑みて、必要に応じ避難者の健全な住生活の早期確保のために応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努めることを基本としております。災害対策基本法が適用された場合、応急仮設住宅の措置は北海道知事が行うこととされておまして、その維持管理は知事からの委任を受け村長が行うこととされております。

防災計画では、災害の発生、拡大を防止するため、34節にわたり災害応急対策計画を定

めております。その内容は可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資、その他必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施することとしております。また、災害等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定により、本村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合などにおける職員の派遣や資機材等物資の提供など、北海道及び市町村相互の応援等が行われるものでございます。その他村が直接、あるいは北海道を通じ食料、飲料水等の物資の提供、一時避難場所の提供など多くの機関等の多様な内容の協定を締結し、迅速な災害応急対策の実施を図ることとしております。

続いて、3つ目のご質問であります。去る10月11日に実施いたしました防災訓練の成果と課題についてお答えいたします。このたびの防災訓練は、北海道が実施する北海道防災総合訓練におきまして物資の受け入れ訓練、避難所運営の訓練をあわせて実施したものであります。参加者の皆さんには、避難所となる社会福祉センターへの避難、受け付け、避難所運営ゲーム北海道版、避難物資の受け入れ、段ボールベッドの組み立て等を体験していただきました。避難所の開設、避難物資の受け入れに関する具体的な手順、北海道、陸上自衛隊との連携を確認することができました。一方で、訓練の参加者を住民に呼びかけましたが、7名にとどまったことが課題となりました。引き続き防災計画の定めるところにより、防災に関する知識及び技能の向上と村民に対する防災意識の普及を図るため、迅速、効果的な防災訓練の実施に適宜努めてまいりたいと考えております。

4つ目の質問の住民の防災の理解と認識についてお答えします。先ほどお答えいたしましたとおり、村民の皆様には防災訓練の参加を呼びかけましたが、参加者が7名にとどまったことを考えますと、大規模災害における被災の経験がほとんどない本村におきましてはこの点が課題になると考えられます。引き続き防災計画の定めるところにより、防災思想の普及、啓発、防災教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

平成20年1月に策定いたしました更別村住宅・建築物耐震改修促進計画におきましては、策定当時の耐震化率は推計59.98%、平成27年度までの耐震化率の目標を90%としております。これを達成するため、この計画に基づき平成21年4月より耐震診断補助、平成22年4月より耐震改修等補助を平成27年度まで実施、また平成28年度からは住宅リフォーム支援事業助成を行うことにより耐震化を進めてまいりましたが、現在までの補助制度を利用した耐震化の実績がない状況であります。計画策定以降、新築、建てかえによる増減により、平成27年度計画終了時の耐震化率は推計71.79%、平成30年度現在におきまして推計81.99%となっておりますので、引き続き耐震化を進めてまいりたいと考えております。

5つ目のご質問の災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定であります。この協定は道内において災害対策基本法に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合における職員の派遣、車両や資材等物資の提供、あっせんなど、応援等に必要な事項を定めるものであります。現在十勝総合振興局では、大規模広域的な災害が発生した場合に被災地外からの支援が困難となる発災直後にお

きまして支援物資の要請や物流の混乱を防止し、振興局管内で円滑な相互支援により自立可能な体制を整備するため、十勝地域防災備蓄整備方針の策定について検討されているものと承知しております。この方針では、大規模広域的な災害におきましては振興局管内だけでは対応が困難となることも想定されておりますことから、他の振興局とも連携、協力できるような形で進められているものと聞いております。十勝総合振興局が物資の調達、確保、供給等におきまして振興局管内及び近隣振興局、道内市町村等との調整や事業者等からの調達などに中心的な役割を果たされることを期待するものであります。

6つ目のご質問の情報提供についてお答えいたします。防災計画におきましては、災害時において被災住民を初めとする住民に対して正確かつわかりやすい情報を迅速に提供することにより、うわさ等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援することとしております。また、応急活動体制については、第3非常配備の体制をとることとなった際につきましては役場庁舎に災害対策本部を設置することが定められております。全ての情報は災害対策本部において収集し、災害対策本部長である村長の指揮監督のもと、迅速に災害予防、災害対策を実施することとなります。したがって、災害対策本部と別の場所において情報を配信するということは今のところ想定はしておりません。なお、住民に対する広報等の方法としてどのような手法が適正で効果的なのか、SNSの利用も含め今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ただいまいろんな計画の中では万全であるというようなお答えのように私は思ったところですが、今示されているシミュレーションが実際どの程度住民に伝わっているのか。これは、そのイメージがないというところがなかなか、いろんなことをやるについても更別村は自然災害がないのでないのだろうかといったようなことの錯覚といいますか、現実には災害がないですから、そういうことはあるのでしょうか、そんなことを今思っていますけれども、2点に分けて再質問したいのですが、まず初めに被災状況、単純な話、私が知っているところでは、しおり等で書いています437棟の全壊、半壊が見受けられるといったようなことが書いていますけれども、そのほかはなかなか読み取ることが正直できませんでしたので、1点だけ。実は下水道、これが本当にパニックになったときには、現実にはどのぐらいの箇所でも何カ所それを用意するというのか、一時的な対応をするかということがもしお示しいただければ、示していただきたい。

それと、住宅リフォームの支援で、この計画は今後も進めるやの話ししています。ただ、耐震と関係あるのかないのかわかりませんが、その説明には私はなっていないと思うのです。今の住宅リフォーム支援事業は耐震化に向けたというふうなメッセージ性はないというふうに思っていますので、もしやられるのであれば、ここはきちっと耐震を含めた中身にしていただかなければ、今の説明では少し理解ができないと思っています。

それで、再質問させていただきますけれども、初めに昨年6月8日の一般質問に地域防

災計画の早期樹立の質問がされました。お答えのとおり、ことし30年に防災計画が改めて作成されたところでございます。そのときに、住民避難訓練対策については村長は実現するものとしたいと。しかも、効果性の高いものとなるよう実施計画を策定したいというお答えでした。そして、避難訓練の答えでは、具体的に本当にやらなければならないので、やるとしたら徹底的にやりたいと思っていると、そのための予算措置、行政区も巻き込むという答弁いただいております。このたび地震において国や道、いろんなところで見直しの検討がされてございます。より現実的な防災、減災につなげるためには、また住民を守るためには、住民全体の避難訓練が欠かせないのではないのかというふうに実は思っております。そして、それを繰り返す。そこで身について、やっとうごうにかなるのではないかというところなのですが、現実のことし20人限定の防災訓練やったら現実には7名だったということは、これがまさに象徴しているところであって、これは住民の皆さんが被災の大きさ、この想像力がないのです。更別村は災害がない。少ないことがないというふうに結びついているということが、当初私がシミュレーションを示してくださいと言ったところが、そこに大きな問題があると私は思っております。というのは、被災の経験がほとんどないというのは、あったら困る話で、なくてよいのであって、これを理由に参加者が少ないというのは、これは余り説明にならないと私は思います。問題は、住民に、更別村が本当に安全なところなのか、実はそうでないのだと、震度6強の地震が来ることもあるのですと、これを伝えることが重要だと思っておりますので、ぜひそのことをお示ししながら、避難訓練に向けて実施していきたいというふうに私は思っております。

そして、この避難訓練とはちょっと違う視点からなのですが、過日人生100年時代の健康法の講演ということで、話変わるかもしれませんが、人とつながることが長生きにつながるというお話がありました。更別村はクリーン作戦があるので、とてもいいのではないかというお話もされたところです。そこで、避難訓練は人とつながるという意味においても、まして長生きできるというのなら、これなおさらいいのでないか。ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、これがまず1点。

それと、あわせてですけれども、これも前回の質問の中に避難場所等のサインを電柱等というようにことで質問したら、村長のお答えは、掲示物等についてこれらを点検して早急に対応していきたいと。対応というのはどういうことか、私もちょっと理解はできないのですけれども、どのように対応したのか。このサインは、私は平素にも村づくりのためにも点と点を結ぶという意味では非常に有効な手法だと思っておりますので、この点についても、2点ですけれども、再質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 西山村長。

○村長 今村瀬さんのご質問ですけれども、1点目の倒壊が437想定されるということと下水道の部分ですけれども、先ほどお答えしましたとおりに、下水の処理ですけれども、前回も停電等の部分で速やかに上水、下水道の確保ということで緊急対策、自家発電等、その辺の支障がないように努めたわけですが、大規模な災害が発生した場合につい

下水道施設が損壊した場合については、これについては先ほど述べましたとおり、避難所及び被災地域におけるし尿を重点的に収集する。あるいは仮設トイレ等の設置でありますけれども、どのぐらいの下水道の部分でシミュレーションしているのかということについては、今ちょっと具体的な数字は申し上げられないです。したがって、先ほど申しましたとおり、終末処理施設も含めて、村内における下水道についての損壊に対する対応はしっかりととっていききたいというふうに考えております。

2つ目のメッセージ性としてリフォームの部分についてですけれども、必ずしもこれが耐震等について強調した部分のメッセージ性は持っていないのではないかと考えております。その部分については、若干その辺の部分でバリアフリーとか、いろんな形でありますし、最初想定していた耐震計画等に基づいてそういうような事業も展開しているわけですが、なかなか浸透し切れていないということもありますので、その部分についてしっかりアピールをして、耐震も含めてリフォームの助成等を行っているということを強調していきたいというふうに思っております。

3つ目の防災訓練ですけれども、これについては私も前回の答弁に目を通してきましたが、実際にその時点で防災計画の再編と、計画だけ立ててもだめだということで、それについては実際に具体的な訓練をしなければ意味がないというような形で申し上げさせていただきました。今般行われたのは、道の部分で主に緊急輸送というか、その他を含めました避難所運営等々の部分であります。今のところ道の援助を得ながら、避難対策本部の設置方法、一昨年ですか、台風が来たときの本部の状況を再度再現しまして、専門家からの意見を伺い、その辺の部分の課題を明らかにして改善点を今改善しているところであります。

今村瀬議員がおっしゃったように訓練は、本当に災害がないというふうに私は思っておりません。なりにくいとも思っておりませんし、震度6あるいは7が実際に想起できるということです。その部分についてはしっかり住民の皆さんに啓蒙といいますか、そういう事態が想定されますよと、現実のものとなりますよということを危機感を持ってこれは知らせていかなければいけないというふうに思いますし、一番それが如実に体験できるのはやっぱり訓練だというふうに思います。実際にこの間停電が終わった後も、高齢者の方々の自宅を訪問して、食料あるいは燃料の備蓄等について訪問させていただきましたけれども、これは日ごろから、村瀬議員がおっしゃるとおり人と人とのつながり合い、今さえ愛さるべつというのがありますし、この間の講演会でありましたけれども、そういうつながりが大事なのだということで、そういう部分をしっかりと、行政だけではなくて、これは行政区も含めて、それと福祉施設も含めて全体として、社会福祉協議会あるいはささえ愛、そして役場等を通じて実際に誰がどの避難困難者を助けに行くのかということろまで実際にやっておかないと、これ図面だけ、机上、図上だけでは何にも意味をなさないというふうに私は考えております。そのためには予算化も必要でありますし、私は前回答弁させていただきましたとおり、予算化して避難訓練をやはり実施をしたいというふうな考

えは変わっておりません。できるだけ早期に体制を整えて、予算措置をとりながら地域住民とともに、巻き込んだ避難訓練を、総合的な避難訓練を実施したいと考えております。

以上であります。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 避難訓練はやっぱり重要だと思いますので、その前のシミュレーションというものをきちっと示すことがそれにつながるといいますので、ぜひお願いいたします。

実は、今般の停電に伴う災害対応の事務調査を私たちもさせていただきました。その中で幾つか質問が出たところでございますけれども、事務調査からいとまがないので、どのぐらい検討したかということになりますけれども、情報発信と資機材の調達等について再質問させていただきたいと思います。要するにシミュレーションの精度によってそのものや対策がより精密さが上がるということでございますので、シミュレーションをきちっとまずしていきたいということを冒頭に申し上げ、何回もあれですけれども、質問したいと思います。

震度6強の被災による物資の備蓄量が今村で用意している人口の3%の3日分、これで足りるということには恐らくならないと思うのです。これをどう確保するかということを実際に数値化していますかという私どもの事務調査の一つの投げかけでありました。これも現計画で十分ですというなら特段問題ないのですけれども、そこで今言う連携協定のあり方の話なのですが、文言では十分理解できますが、何かに基づいた数値というのがない以上は幾らここをやったところで現実的な対応にはならないと思っております。そこで、これを誰が、どこでというとなかなか難しいということで、初めの質問に戻りますけれども、圏域という考え方で十勝、消防と同じように十勝という一つのものの防災を物資調達、資機材、もちろん人間の配置もそうなのですけれども、今十勝総合振興局で専門課、地域政策課ですか、が設置されて、いろいろ検討されているということは私も重々わかっていますけれども、ぜひ村長のほうから早急に、中心的役割を期待するのではなくて、提案していただきたいというふうに私は考えております。これは、誰かが緊急性持ってやらないと私は進まないのではないかと。それは、結局やってくれということになってしまうのでしょうけれども、数値を挙げましょうと、お互いに数値を挙げて、備蓄量もお互いどれだけ持っているのだということを共有しながら、回せる仕組みを皆さんでつくりましょうというぐらいのことは私は言えるのではないかと考えていますので、ぜひここをやっていたきたいなと思っています。

そこで、質問もう一点あるのですけれども、要するに情報伝達です。先ほど言ったようにSNSの話なのですけれども、いろんな意味で村外に出ている村民、また村に関係する人たち、あるいは被災状況によってボランティアを募るなどなど、要するに被災地以外の人に情報を提供するということはやはり重要なファクターになるのではないかと私は思っております。そこでSNSが最も有効であるということも事務調査の中では示しているところでございますが、今の答弁でしたら本部以外には考えていないということござい

ますよね、対策本部の別の場所においては情報を発信するという考えはないということでございますけれども、私は本当にそれでいいのだろうか、これは何カ所もあってもいいということではなくて、せめて2カ所ぐらいは用意しておいても決して無駄ではないと思っているのです。せっかくあるものをどう活用するかということについても、何ら不自由はないのではないかなというふうにも思っております。ぜひそこはやるべきだというふうに私は思っていますけれども、幾つかまとまりのない質問になりましたけれども、お答えできる範囲で再質問させていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 1問目の実際に具体的に数値、食料とかの調達の部分について、そういうことはきちんと数字として出しておくべきだということでもありますけれども、訓練の中、あるいは実際に備蓄、私も関係各課に問い合わせをしまして、実際にそういうことが起こったときに実際に3日分とか、どのぐらいの量が蓄積されているのかということは認識をしましたし、その部分でやっぱり足りないところもありますので、その辺はしっかり数値化して、最大限どのぐらいの日数がかかるかという。当初の初期対応がかなり重要、人命とかいろんな部分を含めるとこの初動がとっても大切になってくるといふふうに思いますので、その部分をしっかり数値化できるように努めてまいりたいと思いますし、振興局におきましても今般会議等がありまして、大きな災害が続いているということで、これは何年に1度の災害がやってきたということではなくて、これは毎年来るものだと思って、これはきちんと想定して危機感を持って対応に努めなければならないということで、例えば食料とか物資、人材の派遣についても速やかに各市町村の要請を待たずして振興局等が、北海道が判断をして速やかに救援に訪れるというような形もとるといふことでスピード化を図っているということで、その辺が改善されてきました。私も会議の中では、被害は最大限、このぐらいの被害で終わるだろうということではなくて、本当に最大限あった場合にはこのようなことになるということを、最悪の場合を想定しながらしっかりとした対応をしていくべきであるというふうなことを提言もしていますし、もちろん我が村においてもそうですけれども、しっかりとしながら、振興局あるいは北海道等に働きかけをしていきたいと思っていますし、他の企業、あるいはいろんな部分と連携協定を結んでおりますけれども、その部分でもしっかり確認をしていきたいというふうに思っております。

2つ目の伝達手段の方法でありますけれども、決して本部以外からというふうなことはありませんけれども、今般の災害のときに流言蜚語等をSNSで発信された部分で非常に事実と違ったことが流されたという部分もありまして、大混乱が起きてしまったというような情報もありました。だから、ここで大事なことは、いかに適切で正確な情報を被災者の方へもとより、あるいは被災以外の地域の方へ伝えていくかということが大変重要なことになりますし、実際に電源がなくなったときにラジオでしか情報が聞けない。映像が入ってこない。そして、次の日ニュースを見ると、あれだけの地震の被害が起きているということで再認識をするわけですが、その部分はしっかり発信できるように、先ほ

ど熱中のスタジオの件もありましたし、SNSも、これも使い方によってはきちんと伝達できていく手段にはなるとは思いますけれども、伝達手段ということでしっかり対応していかなければならないというふうに考えています。

この間は住民の方からご批判をいただきまして、救急車、消防車、火災のときです。村長、何事だと、消防署に駆け込んでくれというのはどうかと思うと、駆け込んでいる間に燃え尽きてしまうと、命がなくなってしまうと。ここは今から対策をきちんととるということで、消防とも連絡をとりながら、駆け込んでもらうのが一番であるというふうな判断をして、そういうふうに村民の方に周知をしましたが、それと同時に他の伝達手段もしっかり考えながら対応していかなければ、これは住民の信頼に応えることはできないというふうに判断をしておりますので、その部分を含めて改善をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 この際、午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、運転免許証の自主返納後の対策について質問させていただきます。

高齢者の運転による痛ましい事故は増加しております。警視庁によれば、75歳以上の免許証自主返納者数は年々ふえており、2017年における自主返納者数は42万3,800件で、そのうち約25万件が75歳以上の運転者です。高齢者運転の危険性が社会的に認識されるようになる中、今後も返納者の数はふえていくと予想されています。本村においても、運転しているミスや事故に遭遇したりして運転に自信をなくし、既に免許証を返納した人もいますし、また今後の返納を考えている人もお聞きします。その一方、返納をためらっている方も多くいるのは事実です。その理由が返納した後の生活のあり方に不安が残り、ケアのあり方が大事になります。これは、高齢者全体の不安でもあります。車がないと移動手段が大きく制限されて生活が不便になるのが一番の理由です。特に郊外に住んでいる方は、買い物や通院等に車は欠かせません。村でも高齢者、障害者等に社会福祉協議会やサラリーが通院等への輸送業務を実施していますが、まだ十分とは言えません。また、村民バスも運行されていますが、運行ルートまで出なければ乗れないということもあり、郊外地域での利用はしばらく状況が続いています。移動手段が制限されやすい高齢者などのために、

既に一部で行われている支え合い、助け合いによる輸送業務の事故対応等のマニュアルづくりも必要です。それと、住民の要望があるのは、利用しやすく、公共交通の一部を担うタクシーであります。そこで、今後タクシー事業所の村への誘致を強く働きかけていくのはどうでしょうか。村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの運転免許証の自主返納後の対応策等についてご質問にお答えをいたします。

本村のように交通手段の限られる地域におきましては、自家用車等の保有と自動車運転免許証は欠かせないものとなっております。運転免許証の自主返納制度は、平成10年の道路交通法の改正により導入をされ、織田議員さんの述べられたとおり、制度の周知とともに自主返納件数は年々増加をしております。本村における運転免許証の返納者数は、帯広運転免許試験場によりますと平成29年度は7件、平成30年度は10月末ですけれども、11件となっております。

また、交通事故の発生状況につきましては、平成27年から29年の3年間で発生した人身事故件数が11件、そのうち65歳以上の方の運転が原因となったものが1件で、決して多いとは言えませんが、ことしの6月には77歳の男性がお亡くなりになるという痛ましい交通事故も発生したところであります。

車を持たない方の移動手段としては、村においては村民バスを運行しておりまして、運行状況につきましては農村地区が勢雄、更南、上更別南、協和の4方面、市街地が1日5便、毎週月曜日から木曜日の平日4日間を運行しております。直近5年間の利用状況については、総じて農村地区が人口の減少とともに減少傾向、市街地がやや増加の傾向となっております。また、帯広圏への移動につきましては、十勝バス広尾線、福祉有償運送、社会福祉協議会による移送サービス、またNPO法人サラリが行う移送ボランティアがあります。広く利用される十勝バス広尾線については、年々利用者数が減少しておりまして、沿線市町村の負担の増加が大きな課題となっております。しかしながら、通院や通学利用など生活基盤を支える大きな柱として維持をしていかなければならないと思っております。

さて、議員さんからの質問でありますけれども、提案でありますタクシー会社の誘致につきましては、現在十勝管内で事業所、営業所が不在、空白地域となっているのは本村と中札内村のみとなっております。タクシーには一定のニーズがあるものと見込まれておりますけれども、タクシー事業者の営業許可を得るには5台以上の保有が必要であることとともに、料金体系は北海道運輸局によります一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等で定められ、適用地区タクシー会社ごとに認可された料金が適用されることとなっております。本村の人口規模などから想定しますと、タクシー事業単独での運営は困難であると推測されます。また、新たな村負担を伴う誘致となれば、住民の要望や将来にわたるニーズの見通しについて現在十分には把握していない状況であります。タクシーがふさわしい手段なのかどうかは見きわめる必要もあるものと考えております。現在庁内各関係各課

におきまして交通手段の確保に関する情報の共有と意見交換を行っておりまして、各家庭の小口利用の希望がどの程度なのか、またタクシー会社を誘致した場合住民の皆さんの幅広い利用がなければ、結局は運営の継続が困難となることも踏まえまして、現時点では既存の交通手段の有効活用を推進するとともに、並行してタクシーを含めた移動手段のあり方について現在調査検討を進めておりますし、今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今車を持っていない免許返納者や高齢者に支え合い、助け合いという活動があります。それで、通院や買い物に知人や近所の方々が車で送り迎えがありますが、事故などの心配があり、お互いに気軽に声をかけられないという状態が続き、これは余り積極的には行われておりません。また、サラリなどが行っている移送ボランティア事業も、事故対応時のマニュアルですか、そういった補償も不十分であり、それとボランティア協力者も少なく、利用には限界があると思われます。

以前提案しました特例制度に基づく住民みずからのタクシー事業が難しいのであれば、私はタクシー事業者の誘致を進めていくのが一番よいのではないかと考えております。これは仮にですけれども、タクシーがあれば返納者、高齢者の移動手段としてタクシーを利用したときの運賃助成や、また村民バスより小回りのきく乗り合いタクシーですか、あるいは少人数の通学や高齢者のサークル活動やイベント参加等にジャンボタクシーの利用などへいろいろ支援が考えられていくと思います。また、とかち広域消防局でも緊急性の低い救急車利用の対応等に対しまして、福祉タクシーなどの利用を呼びかけています。確かに本村の人口規模ではタクシー事業を単独で運営するのは困難と推測されていますが、本村と同じぐらいの人口町村でもタクシー事業を営業されている会社もあります。

そこで、村においてもタクシー単独事業だけではなく、公用車の代替としてのタクシー利用や、またいろいろな運送サービス事業の委託、それと高齢者等が利用したときの一部助成など、利用促進を図るなどして仕事量をふやすことを考えるとともに、十勝バスにも支援を行っているように村内の公共交通機関の一部と位置づけて補助事業あるいは支援事業の対象として支援を考え、これから年々ふえ続けている車を持たない住民のためにも足の確保の一つとしてタクシー事業者の誘致を強く進めていってはどうかと思ひまして、再度質問いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご指摘あったのですけれども、村としてタクシー業者の誘致をとというようなお話もありました。実際にその部分全く考えていないということではありません。いろんなパターンとかありまして、近隣の市町村についても調べさせて、資料としてここにありますが、音更町とか士幌町、それぞれタクシーも来ておりますし、あと公用の部分で例えば福祉バスの運営を一緒にやっていただくとか、給食車の配車、そ

れと敬老タクシーとか、いろんな部分でこれを抱き合わせといいますか、重ね合わせてやっているということで、単独ではタクシー事業そのものが原価の4分の3が人件費、ドライバーの賃金は歩合制、そして今は不況というふうに思いませんが、不況になると増車を繰り返す、薄く広く、幅広く利益を得ようとする。その一方、個々のドライバーがそのような形で過重労働に追い込まれるということで、サービスの低下という悪循環を繰り返してきたわけです。

その部分を念頭に置きながら考えていかなければいけませんし、ほかの町村の例もありますけれども、例えば大正地区、愛国地区は先ほどお話がありましたとおり、デマンドタクシーですか、予約制による相乗りタクシーという形で実施をしている自治体もありますし、またどういう取り組みがそのまちにふさわしいのかということで、協議会を積極的に立ち上げて住民や事業者の皆さんの意見を取り上げながら、ではどういうふうにそういうふうな業者の方、タクシー業者の方とか交通網を整備していくかということで積極的にほかの町村では数年かけて取り組んでいるというところで、これも我が村も見習っていかなければいけないというふうに考えております。

一般論としてタクシー車両1台当たりの運賃収入が1日当たり2万ライン、これが会社の採算ラインというふうにお聞きしておりますし、管内町村の1台当たりの運賃は大体1日5,000円程度ということで十勝地区ハイヤー協会よりお話を伺っております。業者、タクシー協会も運輸局も、我が村が国家戦略特区の中に高齢者の交通網を整備するということで、その辺の規制を緩和してほしいということで、白タクといいますか、そういうような形で特区のほうを申請しておりますけれども、その部分を聞きつけて、何とかタクシー業者、協会のほうも協力するから、いろんな形で検討していただけないでしょうかということで、実際にタクシー業者さん、あるいは協会、運輸局のほうからお話をいただいております。

私は、前からお話ししていますように、やっぱり高齢者の足というのは、免許を返納しても、十勝バスとか半額になったりする部分もあるのですが、実際にこの村のメリットとして大きく経済的な負担の軽減とか、あるいは買い物弱者とか、病院の通いとか、いろんな部分についてなかなか実現できていないところがありますので、返納してもそれなりのメリットがあるというような部分、そのためにそうしているわけですから、単に事故を減らすという消極的な部分だけではなくて、その部分もしっかり捉えながらやっていかなければいけないと思いますし、今各課といいますか、担当課においても、こういう調査というか、ただ調査するだけではなくて、どうしたらそれが実現できるかという方向で今検討を進めています。ただ、公共事業との抱き合わせとか、いろんな部分になるとやっぱりそこは慎重に対応していかなければいけないという部分もありますので、私としてはぜひとも高齢者のそういう交通弱者、移動の手段を何としても早目に早急に確保しなければならないということで考えておりますし、その部分引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 ますますふえる返納者、高齢者を考えると、住みよい村づくりのためにも、調査検討も確かに必要ですけれども、一日も早い実現、それを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎会議時間の延長

○議長 長 本日の会議時間は、議事の都合によって延長いたします。

この際、午後6時まで休憩といたします。

午前11時25分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 村政に関する一般質問（続行）

○議長 長 村政に関する一般質問を再開をします。

順次発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

今回の質問は、今後の村政の運営についてでございます。村政を着実に進め、10年、20年先を見据えた更別のため、なすべきときは今であります。これは、村長が日ごろから口癖のように言っている言葉であり、心強く感じている人も大変多いものと思います。西山村長は、平成27年4月に村政を担ってからことしで3年8カ月になります。その間、第6期更別村総合計画の策定を初め、子育て応援課の新設、上更別認定こども園の開園、地方創生関連交付金を活用した十勝さらべつ熱中小学校の開校やさらべつカントリーパークの施設改修、さらべつ版生涯活躍のまち、CCRCの基本構想に着手など、数多くの事業を積極的に推進してきたことは多くの方が高く評価しているものと思っているところであります。

村長は、子どもからお年寄りまで笑顔と笑い声があふれ、住民一人一人が輝く更別をスローガンに村づくりの3原則として、1つとして、住みたい村、住み続けたい村、子育て支援や教育、福祉、介護、医療などの充実、2つとして、働ける村、農業、商工業の振興、雇用機会の創設、3つとして、訪れたい村、観光振興、これはイベント等でありましても、交流人口の増加等を掲げて、就任以来政策の実現に努力されていることはご承知のとおりであります。村の政策は、人口対策を一つの例としたならば、全国的にも人口減少が進む中では更別の人口が減るのは仕方ないというふうに捉えるのか、それとも危機的な

状況として捉えるのかによって大きく変わるものと思っていますところでもあります。その考え方が西山村長の掲げるなすべきときは今につながるものだと私は思っているところでもあります。今年度が村長としての任期の最終年に当たることから、次の点について質問したいと思います。

1 つとして、公約の進捗状況とそれに対する総括的な自己評価についてであります。

2 つとして、今後の村政運営として、来春村長の改選期を迎えるに当たって再度村政を担う考え方があるのかどうなのかについてです。

以上2点について村長に伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんの村政の運営についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、公約の進捗状況と4年間の村政執行の総括的な評価であります。村民の皆様のご信託を得て、不肖私が平成27年4月より村政を担わせていただくことになりました。私もこれまで村づくり3原則として掲げた1、住みやすい村、住み続けたい村、2、働ける村、3、訪れたい村を基本理念に、子どもからお年寄りまで笑い声と笑顔があふれ、住民一人一人が輝く更別村を信条といたしまして、全ては村民のために、村民との対話をもとに村政に新しい風をのスローガンのもと、その実現を目指し、村政に全力で取り組んでまいりました。振り返りますと、この4年間近くで公約に掲げた全ての施策が実現、または進行中でありまして、新規の事業、政策にも着手し、ほぼ順調に推移することができました。これもひとえに住民の皆様の多大なご支援とご協力、ご指導のたまものであり、心より厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

次に、村づくり3原則の各総括につきまして、1の柱である住みたい、住み続けたい村の実現では、柱となる子育て支援と高齢者福祉、障害者福祉の向上において、子育て応援課を新規に設置し、子ども・子育て応援宣言のもと、子育て世代の要望が大きかった経済負担軽減策として多子世帯の幼稚園、保育園の保育料並びに学校給食の給食費の軽減事業、子ども医療給付金事業の高校生までの無償化、子ども予防接種事業、母子保健事業、特定不妊治療助成等に続き、上更別地区の子育て拠点となる上更別認定こども園を本年4月に開園、また妊娠期から学童期まで切れ目のない子ども・子育て包括支援システムも新たに構築し、村の宝であり、村の未来そのものである子どもたちの健やかな成長を願い、子育て支援策の充実を図ってまいりました。

また、高齢者福祉におきましては、更別村地域包括ケアシステムを構築し、医療、福祉、介護などの切れ目のない連携を進め、認知症になりにくい村宣言など、認知症予防や介護予防に結びつく大人のまなびやの開設、社会福祉協議会が中心となって住民の皆さんの自主的、自発的な活動であるささえ愛さらべつの取り組みへの支援、特定健康診査や特定保健指導、各種健康診断、予防接種事業の拡充、医療業務委託事業の推進と充実に努めてまいりました。

障害者福祉では、4月に村内初となる就労支援施設、B型事業所の開設を行い、多くの

方々が生き生きと活動しておられます。さらには、積年の課題であるリラクタウン構想につきましても、さらべつ版C C R C、生涯活躍のまちづくりの大きな柱として住民の皆様や保護者、関係機関の皆様のご要望、ご意見をお聞きしながら、その一日も早い実現に向け、計画立案、実施要綱の策定を精力的に進めているところであります。

2つ目の柱である働ける村の実現では、農業、商工業の振興、雇用機会の創出への取り組みを柱に、基幹産業である農業において若者や後継者が夢を持てる農業を目指し、道営事業を中心とする農業基盤整備事業の計画的な推進、大型明渠排水事業等の土地改良等の計画実施とともに、危機的な酪農家の戸数減少対策として、J Aさらべつさんや生産者の方々と協議を重ね、哺育・育成牛預託施設の整備拡充、また産地パワーアッププランの推進、畜産クラスター計画に基づく安定した農業経営や生産者の所得向上を目指し、計画的な農業基盤整備を関係者と連携、あるいはタッグを組んで取り組んでまいりました。

商工業におきましては、新しく中小企業振興条例を制定し、その積極活用と充実、ふるさと創生基金事業の充実、更別版ハローワークの新設等により、村内での雇用の確保、村内業者を核とするリフォーム事業、チャレンジ資金事業などの各種支援事業などで商工業の振興や商店街の活性化を図ってきたところであります。

3つ目の柱である訪れたい村の実現につきましては、観光振興の推進、関係人口の増加など、魅力ある訪れたい村更別の実現に向けた取り組みを更別ブランディング事業として3年計画で進めながら、カントリーパークのトレーラーハウスの更新、遊水路の再整備、農村公園大型遊具のPR、各種イベントの誘致支援、地元企業や農業高校と連携したスマホを活用した特産品開発の振興等を行ってきたところであります。

また、地方創生の新しい取り組みである十勝さらべつ熱中小学校の取り組みにおきましては、管内、道内はもとより、全国からたくさんの方々にお越しいただき、新規企業や東京大学などの研究施設、中央の通信企業の参入、そして商品開発等の大きな化学変化が起きています。本年全ての関連施設が完成、稼働し、旧開発跡地の整備が完了したことにより、より一層の経済効果が見込まれ、移住、定住の促進を図る基盤となりました。現在引き続き国家戦略特区指定の実現、内閣府より採択を受けた世界トップレベルのスマート1次産業の実現に向けた実証フィールド形成による地方創生、近未来技術等社会実装事業の展開、2年後の教育指導要領への登載が決定している総務省の採択を受けたプログラミング学習事業による先進技術の開発、普及へ向けた取り組みを通し、更別村から日本や世界に向けて意欲的に発信したいと考えているところであります。

私の残された4カ月の任期中、第6期総合計画に示された年次計画、施策、重要課題につきましてしっかりと進めることにより、4年間の合格点をいただけるよう努力してまいり所存であります。

このような状況下、先日私の後援会代表より温かいご支援と激励のお話をいただいたところであります。現在少子高齢化、人口減少という地方存続の危機が迫っており、TPPイレブンの発効、日欧EPA、米国とのTAG交渉など国際的な農業情勢は目まぐるしく

変化する中、引き続き予断を許さない状況も続いており、また国内経済におきましても、景気の回復、上昇感があるとの話でありますけれども、都市部と比べまして地方においてはその実感ができず、国の財政規律のもと、地方交付税や国庫補助金の削減、地方の基金の見直し等、厳しい財政状況や先行き不透明な状況が続いているのが現状と認識しております。世界的にも第4次産業革命という人工知能AIやビッグデータなど、高度な技術革新が恐るべきスピードで進み、時代の激変期が訪れている中、本村においてもさまざまな課題が山積していると認識しております。基幹産業である農業の基盤整備や商工業の振興、医療、福祉、教育、介護の充実、子育て支援は待ったなしの状況であり、いつときの停滞も許されません。懸案事項である農村地帯の高速通信網の整備、バイオガスパラントの建設、高齢者の交通手段の確保、CCRCやブランディング事業を初め、総合戦略で掲げた目標の達成、第6期総合計画の着実な前進と施策の実施など、10年、20年後の豊かで持続可能な村の実現に向け、スピード感を持って取り組んでいかなければなりません。

皆様の信託に応えるべく歩んでまいりました4年間、しかしながらこれは私一人の力でやってきたことではありません。私の全力疾走を職員の皆さんがその政策立案や財源確保に奔放し、飛び回り、そして私を支えてくれたことにより、この4年間の成果が築けたものと思っております。心から職員の皆さんに感謝を申し上げる次第であります。これら4年間の総括のもと、これからも村民の皆様との対話や情報共有に最大限に努めながら、今回も村民の皆様のお許しを得ることができれば、微力ではありますが、更別村の存亡をかけた地方創生へのチャレンジ、次世代への確実なバトンタッチを目指し、新たな気持ちで再び村政を担わせていただきたく、ここに立候補の決意をした次第であります。これまで以上に村民の皆様のご支持をいただけますように全力で誠心誠意頑張ってまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なせばなる、なさねばならぬ何事も、ならぬは人のなさぬなりけりとは、尊敬する米沢藩主、上杉鷹山の言葉であります。種をまかなければ、花も実も育ちません。行動しなければ、何も生まれません。20年後、30年後の村を考えると、まさに行動すべきは今であります。将来村のあちこちで笑い声と笑顔があふれ、一人一人が躍動して輝く村更別を皆さんとともにつくっていききたいのであります。

結びに、上田議員さんより身に余る光栄なご質問をいただきましたことに心よりお礼を申し上げ、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ただいま西山村長から、2期目も村長として村政を担いたいと大変力強い表明がありました。村長には多くの村民の方から支持を得て、今後も村の発展のためにぜひ先頭に立って頑張っていただきたい、そんなエールを送りたいという気持ちであります。

先ほどの村長の答弁では、自身が掲げる村づくりの3原則を基本に事業の展開はこの4

年近くでほぼ順調に推移することができたということで評価しており、そのことは多くの村民の方が認めるところだと私も思っておりますが、熱中小学校やリラクタウン構想の再構築を目指すさらべつ版生涯活躍のまち、ＣＣＲＣの構想の策定、あるいは第４次更別村行政改革大綱の策定の有無、定住化対策としての団地造成、こういったものが現在進行中、あるいは今後計画しなければならない政策が数多くあるものと思っております。これは、村長にとってまだまだ道半ばの事業ではないかというふうに私も察しているところであります。

２期目の村政を目指すに当たり、西山村長は更別村の将来をどのように考え、何を重要課題として村づくりを進めようとしているのか。先ほどの力強い答弁で概略はわかりました。先ほどの答弁以外にもさらなる考え方、あるいは村長個人で結構ですので、思いがあれば、再度お聞きしたいなと思います。酷な質問になると思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今のご質問の件でありますけれども、具体的な課題としては、今お話がありましたとおり、行政改革の部分も必要ですし、ＣＣＲＣの具体的な運営、今後の計画の立案等について実施段階まで持っていかなければなりません。さらには、定住化対策でありますけれども、何回か議会で答弁をさせていただきました。大型の分譲地の開発とか、そういう部分についてももしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。活気があふれ、そして人が集まり、雇用が実現するには、全てのことを同時進行しなければ私は進まないというふうに考えております。例えば農業基盤の整備をやってから移住、定住策をやる。あるいは、教育の部分を先にやってから子育て支援とか、いろんな部分とかというようなことがありますけれども、私としては常日ごろ思っているのは全てを一步步確実に実施をしていくということでありまして、その点におきましては、皆様方からアンケートをいただいて策定しました第６期の総合計画、これの具体的な計画並びに財政のいろんな計画があります。そのことを一つ一つしっかりやっていかなければなりませんし、大きな中学校の改修であるとか、給食センターの改修、そういう部分も含んでおりますので、この部分についてももしっかり皆さん方と意見を交換しながら、また住民の皆さんのニーズを確実に把握をしながらやっていかなければいけないというふうに考えております。

抽象的なお話で申しわけなかったのですが、私は選挙のときにも立起するときにもお話ししましたが、ケネディ大統領が愛してやまない米沢藩、上杉鷹山、１７歳で若くして米沢藩を担うことになりました。財政危機、そして疲弊した米沢藩を立て直し、そして今日までの繁栄を築いた。彼は、１７歳で藩主になったときにこういう歌を読んでおります。受け継ぎて国のつかさになり得れば忘れまじきは民の父母、お父さんやお母さんが子どもを大切に、慈しむように、また子どもたちが父、母、祖母を本当に敬う、そういうような住民に親しまれる、そして尊敬をされる、そういう父母になるべきであると、

そういう心の誓いを立てて、そして藩主になりました。私は、そのことがすごく大きな感銘として残っています。特産品の開発もやり、財政危機を見事に打開しました。あの当時6次産業化というのは本当にあったのだなというようなことを、江戸中期のときにそういうことを実現しております。私は彼らに遠く及ばないと思いますけれども、その意気込みを持ってしっかりと住民の信託に応える、信頼に応える村政を目指して今後熱意と情熱と危機感と自覚を持ってしっかりと一步一步職員とともに前へ進んでまいりたいという決意であります。

以上であります。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ありがとうございます。力強い答弁をいただき、その決意には大変敬意を表するところであります。

基幹産業である農業を中心に、保健、医療、福祉、介護、教育、こういったものをさらに充実させていただいて、村づくりのテーマである住みたい、住み続けたいまちを目指して待ったなしで果敢に挑戦していく必要があるものと思っているところであります。10年、20年、30年先の将来を見据えたさらなる村づくりを目指していただきたい。こういうことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長 長 次に、7番、本多さん。

○7番本多議員 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回の質問でございますが、スマート農業の推進についてということで質問させていただきます。我が国の農業は、日欧EPAの妥結やTPPイレブンの締結など、国際化の進展により一段と厳しさを増した上、農家人口の減少、経営者の高齢化など課題が山積しております。本村においても、働き手の不足や後継者不在などで経営が成り立たず、農家戸数が減少する傾向にあり、今後もまだまだ大規模化が予想されます。

このような現状の中で、現在農林水産省が推進するロボット技術やICT、情報通信技術を活用した次世代農業、これをスマート農業と言いますが、この導入が必要になってくると思っております。近い将来にはこのような農業スタイルに変わるものだと私も思っております。このたび村は、北海道、岩見沢市、更別村の3者共同提案により、内閣府に世界トップレベルのスマート1次産業の実現に向けた実証フィールド形成による地方創生と題して、近未来技術等社会実装事業を申請し、採択となったところでございますが、まずこの事業の内容について、また進捗状況を含めて、事業費も含めて詳しく説明願いたい。

次に、更別村の大規模な農業形態においては、現在もICTの活用としてGPSガイダンスシステムの自動操舵補助システムの導入が広がり、300台以上の稼働がされておりまして、オペレーターの作業の疲労を大幅に軽減されるなど、普及が進んでおります。しかし、スマート農業においては、まだまだ課題があるというふうに聞いております。高額な導入

コスト、精通した人材不足、また法の規制緩和など、諸課題がある中でスマート農業を更別村において行政として将来的に展望をどう捉えているのかお伺いいたします。

また、この事業が実証実験の提供の場で終わってほしくないというふうに私は思っております。今後村としてスマート農業をどのように普及して推進していくのか、あわせて村長にお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 本多議員さんのスマート農業の推進についてご質問にお答えをいたします。

本村は、日本一の大型農業と言われ、昨年度は史上最高の粗生産額を上げ、本年も現段階で125億円を超える粗生産額が見込まれており、農業者の皆さんの日ごろのたゆまぬ努力に敬意を表するとともに、本村農業の底がたさを改めて認識したところでございます。そのような中でありますけれども、本多議員さんのご指摘のとおり、TPPイレブンの妥結などによる貿易自由化のさらなる進展や将来の後継者問題、労働力不足の懸念など、引き続き課題の解決に向けて、農協を初めとする関係機関と連携して取り組んでいかなければなりません。

本村におきましては、地方創生の取り組みを推進する過程におきまして大規模農業を展開する更別村をフィールドとして、農業のスマート化の研究を希望する東京大学の研究機関、平藤特任教授を初めとする研究者、あるいは企業や団体等とのかかわりを持つことができ、既に農作業のビッグデータの収集など研究が進められているところであります。村といたしましても、先端技術を活用した研究が本村の大規模農業の中で取り組まれることが農業の持続的な発展に結びつくものと考え、研究機関等と協力、連携を深めてきたところであります。研究の拡大に向けまして、昨年から本年にかけて国家戦略特区への申請に取り組むとともに、本年は北海道、岩見沢市、更別村の共同提案による近未来技術等社会実装事業への申請を行い、8月に採択を受けたところであります。

次に、議員さんより質問の同事業の事業内容等についてご説明を申し上げます。同事業は、内閣府が中心となって各省庁と規制緩和の調整を行い、近未来技術の普及を目指すものであり、全国で14の地区が事業採択されております。予算措置につきましては、地方創生推進交付金を初めとする関係府省庁による支援とされており、本村では農林水産省が平成31年度において概算要求中のスマート農業加速化実証プロジェクトの申請をすべく、現在計画内容を精査しているところであります。

共同提案しました事業内容につきましては、主な事業としては無人トラクターの遠隔走行の実現を計画しており、稲作については岩見沢市、畑作については更別村を中心にこの研究の国内の第一人者であります北海道大学、野口教授の協力を得て、社会実装普及への研究を進めてまいります。また、本村独自の研究としては、1次産業分野におけるドローンの活用ということで、ドローンによる農薬散布自動航行の実証、スマートフォン等を活用したリモートセンシングアプリとAIによる生育状況等の把握、森林におけるドローンを活用した殺鼠剤散布の研究を民間企業等との連携により進める考えであります。

事業期間につきましては、平成31年、32年度の2年間としています。予算につきましては、先ほどの農水省が所轄するスマート農業加速化実証プロジェクトへの採択を目指して現在内容を精査しており、事業費については1億円を上限とし、国が実証研究を行う委託先に全額交付するものであります。本プロジェクトでは、農研機構が実証農場に対し技術面、経営面において助言、指導を行いながら進めるものであり、1年目に必要となる機械等の整備、農場での栽培管理とデータ収集などを行い、2年目に1年目の結果を踏まえて機械や研究計画の見直し等を行うことにより、スマート農業の実践による経営面での効果等を検証し、普及拡大を進めるものであります。

本事業の推進に当たり、本村においては10月14日に更別村スマート産業イノベーション協議会を設立し、各研究機関、民間企業、十勝農協連に加え、更別農協、更別森林組合など村内の関係団体にも参画いただいた中で、課題の共有や研究、実装に向けた計画等を協議してまいります。また、北海道におきましては、11月16日に北海道近未来技術地域実装協議会が設立されました。各種法規制を所管する省庁の担当者が協議会の構成員となっており、規制緩和に向けた環境整備が進められるものと考えております。

次に、本村におけるスマート農業の将来展望についてであります。先ほどの近未来技術等社会実装事業につきましては2年の事業期間を社会実装、農業現場への普及拡大を目指すものですので、スマート農業加速化実証プロジェクトにおいて実施をした研究成果を普及し、各農業者が実践できることが目標となります。また、スマート農業の普及推進に関しましては、農協や関係機関の協力を得ながら研究成果の普及拡大に向けて取り組みを進めることで労働力不足による農家の負担軽減や経費の削減、若い後継者がやりがいのある魅力のある農業を進めてまいりたいと考えております。具体的には、スマート農業に関連する機械等の購入と通信基盤の整備が必要になるものと考えておりますが、村独自での補助制度や基盤整備は非常に難しいことから、国の補助制度の創設や事業拡充等の状況を注視しつつ対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 7番、本多さん。

○7番本多議員 再質問させていただきます。

ただいま村長のほうから近未来技術等社会実装事業について事業の内容、そして現在の進捗状況について、また本村におけるスマート農業の将来展望についてご答弁をいただいたところでありますが、現在の農業の現状は、冒頭にも述べましたとおり、さまざまな課題があります。現在220戸の農家がい러んな要因で仮に150戸になった場合、余りの大規模化によって耕作放棄地も出てくる可能性も考えられますし、いろいろな課題が出てくるのではないかというふうに思っております。そういった中で、スマート農業の実現によって労力の軽減などによって大規模経営が可能になりまして、良質で低コストの農産物を多量に生産することが可能になるかというふうに思います。

それで、先ほどの質問で本村におけるスマート農業の将来展望についてお尋ねをしたと

ころでございますが、今回の事業において実施した研究成果を普及し、各農業者が実践できることが目標だというふうにお答えされておりましたが、私はこの事業を契機にいち早く行政を挙げてスマート農業を我が村で実践するのだという思いがあつてほしかったなというふうに思っているところでございます。

そこで、村長にお尋ねをしたいところでございますが、この事業を申請するに当たりまして、更別村の農業の将来像をどのように捉えているかということをお聞きますが、例えば今の220戸を減らさずに守っていくのか、将来的に150戸になっても農地を守っていくのか、その辺の考え方が今後の農業政策をする上で大変重要になってくるというふうに思っておりますが、そういった今後の更別の農業をどういうふうに持っていくかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本多議員さんのご質問でありますけれども、将来的な更別村農業を展望ということで、現在1戸当たりの平均面積が49.7ですか、50ヘクタール、多い方では127ヘクタールというふうな形で推移をしております。なおかつ、法人という形態ではなくて家族労働というようなところで非常に大規模な農業経営をされている。非常に経営努力、あるいはいろいろな努力の積み重ねにより、今日までこういう形で進んでこられたというふうに思います。ただ、将来的なことを考えると、労働力不足、あるいは後継者不足、あるいは農地の拡大等によりましてかなり、今の経営状態を、農業の経営状態を本当に安定して整えることができるかという、かなり困難な部分も出てくると思います。

そういった点では、積極的にこの大規模、日本一の耕作面積、あるいは6,400%の食料自給率、その村から更別村のICT、IoTの研究を加速させて、また民間事業者との連携を図りながら、農業の将来への不安を取り除き、そして労働力不足の解消、そして機械化をスムーズに、今まですばらしい経験と知恵と蓄積された部分をAIに登載できるところは人工知能として登載し、そしていろいろなビッグデータを解析しながら、今まで人間の手によるものを衛星通信とか、あるいはGPSのトラクターが今400台という形で、これも多分日本一だと思いますけれども、そういうような形で自動走行から遠隔走行に向けて、家からトラクターを自動走行で走らせて圃場に行き、そしてその中で協調作業といいますか、野口教授が目指しておりますけれども、1台のトラクター、あるいは一人で4台から5台のトラクターを同時に作業させるという、そういうような、今実際にそこまで来ているわけですが、その部分を積極的に村の中へ取り入れながら、展望性のある、夢のある、そして確実に農業者の所得が向上し、技術が向上する、そういう取り組みを今回の実証事業、あるいは国家戦略特区の申請もしているわけですが、その先を見通した本村農業の発展にとって欠かせない取り組み、かつ将来展望を考えたときに、今やらなければならない取り組みであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 大変わかりました。また、この事業を推進するに当たりまして、もちろん農家もそうですし、JAの考え方もかなりこれは重要になってくるというふうに思っております。10月14日に村内のスマート産業イノベーション協議会を設立した中でもJAの参画もあるようでございますけれども、JAの考え方というのを協議をきっちりとされているのかどうか、その辺について、これ最後の質問でございますので、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長 長 西山村長。

○村 長 JAさんとは組合長等々を通じて、それと十勝農協連のほうから担当者が入っておりまして、その部分で具体的な部分の実装実験事業等については協議をしながら、そして参画をお願いしながら進めてまいりたいというふうに思っています。今の段階では、農機具の運転システム、オートステアリングの現在の状況から、自動走行システムを搭載したロボット農機、遠隔監視によるロボット農機ということで進んでまいります。それは、地元の農家の皆さん、生産者の皆さん、それとそれを担っている農協の皆さんときちんとタッグを組んでやっていかなければいけませんし、その計画実行に当たってはしっかりと連携をしながら進めてまいりたいと思っております。その部分しっかりとやりながら実証実験等を行っていくということでもあります。

以上であります。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 大変よくわかりました。今後の農業政策をする上でこの事業は大変重要な事業だというふうに思っておりますので、村として成功されることを祈念いたしまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 長 次に、1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきます。

今般の質問につきましては、公共事業実施に伴う指名入札の実効性を高めるための対応についてご質問させていただきたいと思います。公共事業の実施は、設計、計画、施工、管理など、入札参加業者の協力なしでは成り立たない事業でもあります。村は、村民生活の安全に資するべく、年次ごとに必要整備を計画し、入札行為をもって設計、計画、施工、管理等の責務を果たしてきた経緯がございます。しかし、近年全国に及ぶ自然災害等の多発により、復旧作業での人手、資材不足、さらに人件費等の高騰があり、今後小規模町村では公共事業実施に当たり入札、発注業務を行うにしても厳しい環境が続くことが懸念されます。その実態として、村の公共事業入札結果、村の公共事業公開ホームページにおいて平成29年度と平成30年度で不落札案件が発生し、随意契約にて事業契約がなされていますが、今後の公共事業入札行為に不安を感じているのは事実でございます。限られた財源の中でいかに効率よく契約行為ができるのか、必ず問われる課題でもあると認識すべきでございます。

現状実態をしっかりと踏まえ、更別村入札参加者指名選考委員会規程並びに指名競争入札参加者指名基準、更別村公共工事等の入札及び契約に関する情報公表実施要領について再度検証を図り、実効性の向上が担保されるよう対策を講ずる必要があると強く感じているところでございます。不落札という結果がたびたび発生すると住民感情として行政への不信感を招きかねません。以下、公共事業推進に当たっての行政の考え、対応等につき見解を求めます。

まず、1 番目、公共事業指名入札実施に当たり、昨年、ことしと不落札に伴う随意契約案件が発生しているが、不落札の発生要因、改善対策等、内部検討はまずなされたのかどうかお尋ねしたいと思います。

2 点目、村は毎年競争入札参加者の申請を受け、参加業者の選定を図り、入札行為を行っていると思いますが、更別村入札参加者指名選考委員会での協議において不落札等についての課題提起はなかったのか、それについてもお答えいただきたいというふうに思います。

3 点目でございますけれども、村は設計計画段階で道単価、管理委託等の実績、周辺の近隣町村も含めてという全体的な管理委託料の実績を参考にし、計画立案していると思いますが、随意契約事例の発生実態を踏まえ、指名競争入札参加者基準等につき指名入札の実効性が高まるよう改定検討も必要ではないかと思われそうですが、いかに考えているのかご回答いただきたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの公共事業実施に伴う指名入札の実効性を高めるための対応についてのご質問にお答えをいたします。

1990年代終盤からの政府の構造改革路線による公共事業の削減、コスト縮減策は、長期に及ぶ地域建設業者の疲弊と建設技能労働者の減少を招きました。その後東日本大震災の復旧復興事業、政府の経済対策としての公共事業が急増しましたが、地域業者が疲弊し、技能労働者が減少している中で、国や地方自治体が発注する公共工事に入札参加する業者がいない、入札参加業者がいても資材費や人件費が高騰し、予定価格を上回る額で業者が入札するなど、入札が成立せず、不調、不落が著しく増大しました。さらに、近年における各地での大規模災害の発生、それに伴う長期的な復旧復興工事の増大により、公共事業の削減から経済対策としての急拡大への転換に対し、疲弊した地域建設業者が直ちに公共工事の受注に対応できず、このような状況は全国の自治体に及び、特に災害復旧、防災工事、住民の安全や生活に密着する事業での入札不調、不落は大きな問題となっているところであります。

1 つ目のご質問にありますとおり、本村におきましても平成29年度に1 件、平成30年度に3 件の入札が不落札となりましたが、不落札となりました案件はいずれも予定価格と入札価格の差がわずかであったため、随意契約により契約締結に至っております。事業執行への影響はございませんでした。不落札の原因の一つとして働き手の不足がありますが、

景気動向などもあり一般住宅の建築が好調であったこと、また地方創生や災害復旧により他町村でも大型事業の発注が増加したことなどから工事が集中し、急激な需要の拡大に供給が追いつかないものと分析をしております。このことから、業者は人員を確保するために高い賃金で雇用しなければならず、積算における人件費が上昇し、不落札となったものであります。もう一つの原因としましては、予定価格と入札価格における積算単価の乖離があります。限られた財源の中で国や北海道単価を参考に適正な予定価格で設計しておりますけれども、受注者がどの程度の利益を見込むかによっては不落札となる場合もあり得るものと考えております。働き手の不足に関しましては、工期を長くすることや発注時期により改善できる場合もあると考えております。

続いて、2つ目のご質問ですが、入札に参加しようとする業者は更別村財務規則の規定により資格申請を行い、この申請によって必要な資格を有するかどうかを審査の上、名簿に登載しております。指名競争入札の執行に当たりましては、名簿に登載された業者であって、過去における本村との契約の履行が誠実、あるいは契約の履行が誠実かつ確実であると認められる。また、村長が別に定める基準に適合する業者を指名しております。業者の指名に当たっては、特に過去における本村との契約の履行が誠実であったかどうかを重視しておりまして、入札参加者指名選考委員会における業者の指名そのものに関して特に問題が提起されたことはございませんけれども、不落札となる要因は主に資材費、人件費の高騰により予定価格と実勢価格に乖離が生じることになったなどによるものと思われまします。予定価格の設定に当たりましては、取引の実例価格や需給の状況、履行の難易、履行期間の長短期等を考慮し、国、北海道の公共事業における単価を参考にしながら適正なものとなるよう努めたいと考えております。

3つ目のご質問にお答えいたします。入札の執行に当たりましては、適正な予定価格、工期の設定、計画的な入札の執行に努めたいと思いますし、少子化社会において全ての業種において人材が不足している状況の中で、本村のみの発注調整だけでは解決し得ない部分も多々ありますので、国や地方公共団体等で組織する北海道ブロック発注者協議会などで問題提起するなど、今後の公共工事をどのように行っていくか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今3点の課題についてご提起させていただきましたけれども、答弁内容の中で入札行為の部分について予定価格を多少オーバーしていてもある程度の近似値の中で決定したという形でございますけれども、加えて人件費、資材等の高騰もあって積算計画と実態の価格と少し乖離した部分があったのかなというご回答をいただきましたけれども、私が心配しているのは、今回見てみますと、実質的には平成30年度の11月19日までの入札実績見ますと、16回実施いたしまして案件的には58件の事業入札あって、これは税込みという形の契約金額になりますけれども、8億6,560万強の発注実績となっています。こ

れらは、村の当初予算の一般、3特別会計含めての合計の金額に対して15.9%程度になるということで、非常に重要な施策であるというふうに考えられます。

その中で、今回回答いただきました。ちょっとさきに戻りますけれども、資材費、人件費等の高騰があつてというご回答をいただいた中で、そこは私も一番最初に申し上げたとおり、毎年ごとの道の積算単価というのが示されるはずで、これは、決して一般の競争入札で自由に価格設定していいという判断の単価ではないはずで、その中で不落札が発生するという部分についての積算基礎のあり方というのは、これは3番目の回答にもいただきましたけれども、北海道ブロックの協議会も含めて検討するという回答いただいておりますけれども、それは違う角度から見ると、北海道の道単価並びに実績を踏まえた単価の中でこのような入札価格の計画に対して入札行為が100%を超えるというのは、少し疑問がまだ残るところであります。といいますのは、今般の定例会での一般補正予算の中で土木費4件、住宅費2件ということで計3,790万の減額補正をしています。それらを踏まえた中の全体の公共工事という中身を見るとどうしても、今の説明における内容で理解してくださいといってもなかなか理解できるものではないということがございます。その点の捉え方、村長の考え方があれば、1点ご回答いただきたいというふうに思います。

2点目ですけれども、入札の行為自体がそういう部分の業者選定も含めて非常に、そこにかかわる部分の行政がかかわってくる部分、業者選定の基準だとか、実績だとかというものも含めて規定があるわけですが、それはそれで理解するものではございますけれども、ただ心配しているのは、第1回目の入札行為を行いました。予定価格をオーバーしました。2回目の札を入れました。2回目の札を入れるに当たって、ほとんどの業者が辞退をするということ自体の課題をどう捉えているのかということです。2回目にほとんどの業者が辞退をしているという形で、それに基づいてやむなく、そういう部分の辞退者がいるがゆえに随意契約をせざるを得ないという実態がここに浮き彫りにされているのではないかというふうに捉えます。また、捉えられても仕方ないというふうに考えています。

ですから、その点の今後の対応も含めて、1回目、不落札になりました。2回目、札入れました。それでもだめでした。これは、村の入札行為の回数もあるのでしょうかけれども、2回目で決めてしまうということの根底がちょっと理解できない。私ももしたら、入札予定価格をオーバーしたら、再度仕切り直しという選択肢もあつてもしかりかなというふうな判断をしている。ただ、施工期間が限定されるというものはあるかもしれませんが、2回目で何でもかんでも決めてしまうということに対しての違和感があるのですけれども、その点の捉え方についてご説明していただきたいというふうに思っています。

これらの2点について、これらが改善されるという形でなければ、随意契約という部分は、これは行為としては必要不可欠なものであるというふうには思いますけれども、これを何回か繰り返すことによって競争入札制度の制度自体が危うくなってくる、崩れてくるのではないかと心配も懸念されているところでありますので、その点、2点にまとめましたけれども、村長の見解をお聞きさせていただきたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのご質問ですけれども、当初不落札の部分については人件費、資材費等ということでお話もさせていただきましたし、道の積算単価、これは適切であるというふうに思っていますし、価格としても非常に適正なものであるというふうに考えております。ただ、実際には本当に労働力不足といいますか、いろんな事業が集中したことによって実際に人手不足になって、技術者に工事現場等に来ていただくのに関しても非常に単価が高いといいますか、でなければなかなか来てくれないと。そういうところも工事の総額等々のところに人件費の部分も、かなりそういうものが占めているというような状況もありますし、人件費あるいは資材費が全てということではありませんけれども、その部分を含めまして、先ほど答弁しましたように、やっぱり本村のみの発注調整等々の部分ではかなり難しいところもありますし、それだけでは済まないということもあったのですけれども、全道のブロックの協議会、発注協議会での問題提起とか、資材あるいは人件費等々含めた、あるいは積算単価、積算の部分について定めてあるとおり、村のそういうような取り決めに従って粛々と実行していくことが肝要ではないかというふうなことを考えております。

2つ目の業者選定時、2回目の落札等々についてのお話がありました。随意契約の部分については、少数随意契約あるいは不落札契約、そして特命というのですか、そういう部分に分かれていきますけれども、今回の場合はいろいろな不落札が要因となってそういうような部分であったと思いますし、この部分ですけれども、2回目をすることによってまだできないのではないかと、その部分が随意契約になるということは本当にいたし方なくそうになっているというふうに見られても仕方がないだろうというご指摘は、そこはしっかりと受けとめてまいりたいと思っておりますけれども、工期の部分とか、いろんな部分で調整しなければいけない部分ありますし、決して2回目の不落札が全ての要因となって随意契約というふうなことは考えておりませんので、その部分今後しっかりと、実際にそういう場面があったわけですから、しっかりと問題提起、課題を整理しながらやっていかなければいけないというふうなことで、先ほど申しましたように、本村の規程等に従いまして、あるいは参加資格要件、事細かに決めておりますけれども、その要綱に従いまして適切に公正に公平にやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご回答いただきましたけれども、基本的には心配しているというよりも、村長も今回回答いただきましたように、小さな村の小さな総体の予算額の中でかなりの公共事業費という部分を計上しながら毎年進めているわけです。これは、住民サービスも含めた中のなくてはならない手法ですので、それはそれとしての役目は果たすべきだというふうには思いますけれども、ただ私が心配しているというよりも、こういう事態になって確かに業者も含めて厳しいというご回答いただいたのですけれども、ホームページ見ま

すと建築業者の指名参加願の業者はかなり数多くあります。十勝管内、道内、道外も含めて、営業所あるのも含めてかなりの業者が指名願出しております。設備についても、更別と十勝管内を中心にかんりの数の業者から指名願出しています。ただ、測量等については数社しかないという部分ありますけれども、それだけの指名願の業者がいながら、この中で更別村入札参加者指名選考委員会において選定業者を絞っているというのは事実だと思います。そこに課題がないのかというのがまず1点なのです。実績も含めていろんなことがあるのでしょうか、その委員会での選考の業者の数も含めて課題は残っていないのかというのが1点。

それと、もう一点は、指名競争入札参加者指名の基準です。村長が今ご回答いただきましたように、選定基準の第3選定基準に基本的な考え方、選定の基準ということで、受注意欲、履行経験、履行成績等々6項目を明記しているのです。その中で、今回、例ですけれども、第1回目の入札で6社が入りました。2回目に5社が入札辞退しました。そして、もう1社しか残らないのです。第2回目もそうです。9月の十何日の入札もそうです。ということは、それなりの業者選定の中で課題はなかったのかというのが僕は、最大の課題というよりも、そういう問題を提起して内部できちっと詰めなかったのかというのが少し疑問なのです、基本的に。それを言うということは、今の更別村入札参加者指名選考委員会のあり方、指名競争入札参加者指名基準も含めて、これは内容改定を図り、村政の部分の財政の健全化と住民生活の安定が図れるような対策を講ずるべき、やっぱり改定をすべきだというふうに判断しているのですけれども、これ最後のご質問ですけれども、それらについての考え方を示していただきまして、最後の質問とさせていただきたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今2点にわたってありました。

第1点目の入札参加者指名選考委員会の規定でありますけれども、これについては議員ご存じだと思いますけれども、委員長は副村長、委員は総務課長、企画政策課長、産業課長、建設水道課長並びに入札する当該事業の主務課長等をもって充てるということになります。教育委員会の所轄については、教育次長を充てるということもあります。この部分で競争入札に参加すべき業者の選考は、指名基準に基づき名簿に登載された者から当該工事予定価格に対応する等級の者のうちからするものということがありまして、その部分の構成メンバーとか委員会のメンバーについては、この規定に現在のところ特段課題があるというふうには聞いておりません。したがって、この部分についてむしろ指名基準等々を含めて課題等を整理しながら、もしそれがあればしっかりと改善を図っていかなければいけないというふうに思っております。

指名基準でありますけれども、基本的な基準といたしましては法的適正、技術的適正、経営規模的適正ということであります。続きまして、事業別基準ということで、それぞれ細かく規定をされております。議員さんご指摘の選考基準の6項目であります、受注意

欲、2番目の履行経験、3番目の履行成績、4番目の営業地域、5、機会均等、6、個別事由ということに関して、この部分をしっかり、課題がなかったのかというようなことでいろいろなお話がありました。この規定の改定等を含めて検討しなければいけないのではないかなというようなことのお話ありました。それぞれの指名の選考委員会等の議案の部分については随時私のほうに報告がありまして、目を通してはいるわけですが、大きな課題という点では今指摘されたところはありませんけれども、今議員さんからもご指摘がありましたので、その部分中身として指示をしまして、検討課題等があるのであれば、その部分について表出し、それを検討課題とするということにしていきたいというふうに考えております。現在決められたこの基準に従って、粛々と公明正大に、あるいは先ほど議員さんがご指摘のとおり、健全財政あるいは計画的な公共事業の進捗ということも含めますとしっかりと行っていかなければならないということをお覚しておりますので、その部分しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 以上をもって終わらせていただきます。

○議長 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第6 議員の派遣の件

○議長 長 次に、日程第6、議員の派遣の件を議題といたします。

平成31年1月21日に村内で開催をされる村づくり懇談会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、平成31年1月21日に村内で開催をされる村づくり懇談会に全議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第7 閉会中の所管事務調査の件

○議長 長 日程第7、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会はさらべつ版生涯活躍のまちの取り組みについて、産業文教常任委員会は学校施設の管理状況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨各委員長より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成30年第4回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 7時10分閉会)